

第5章 社会福祉法人における登記

第1節 法人の登記

1 概説

法人登記とは、一般的に法人に関する一定の事項を登記所に備えるために登記し、これを第三者に公示するために設けられた制度である。登記簿には、法人の発生、変更、消滅、代表者及びその代表権の制限の有無ないし範囲等、法人に関する重要事項を正確に登載し、第三者をして取引の安全と迅速化を図り、社会秩序の維持に奉仕することを目的とする。また、社会福祉法人の設立における登記の有する意味は特別なものである。

法第29条は、「社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、・・・の各場合に、登記をしなければならない。」「前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗できない」と規定し、法第34条は、「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定している。

このことから、社会福祉法人にあつては、設立の登記は、単に第三者対抗要件のみならず、法人の成立要件となっている。この点は民法上の公益法人とは異なるところである。さらに法第165条は、登記の義務を負う理事、監事又は清算人が登記を怠り又は不実の登記をしたときは20万円以下の過料に処せられると規定し、登記を強制している。

社会福祉法人にこうした登記が要請されるのは、当該社会福祉法人の目的、資産、役員等の基本的事項を登記簿に記載することにより、広く一般に公示して、閲覧の機会を与え、もって福祉サービス利用者等の権利の保護と社会一般の取引の安全を図る趣旨によるものである。

2 法人登記の意義

(1) 法人登記の種類

① 事務所の所在地において登記すべき事項の登記

ア 設立の登記

イ 登記所の管轄区域外に主たる事務所を移転し、その所在地において登記すべき事項の登記

ウ 新設合併の場合の登記

② 変更の登記

ア 名称、目的または事業、解散の事由、公告の方法等の変更登記

イ 法人を代表すべき役員の就任、退任、辞任等の登記

ウ 従たる事務所の設置、移転、廃止

エ 吸収合併による変更登記

③ 消滅の登記

ア 合併による解散の登記

イ 清算終了の登記

ウ 事務所を登記所の管轄区域外に移転する登記

(2) 法人登記の原則

① 当事者申請主義

法人の登記は別段の定めがあるほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければならない。【組合等登記令第25条】

② 強制登記主義

法人登記については、原則として強制登記主義が採用されている。それは、法人自体の利益のためのみならず、法人の取引関係に立つ第三者の保護からも当然と言える。

③ 書面・オンライン申請主義

登記の申請は、書面またはオンラインで行う必要がある。申請書は横書きとし、法人の代表者またはその代理人が必要事項を記入し記名押印する必要がある。したがって、電話または口頭によるものは、登記の申請はもちろん、登記事項要約書・登記事項証明書及び各種証明の交付申請も認められない。

④ 当事者出頭主義の廃止

法人登記の申請は、平成17年度の改正により組合等登記令第25条が準用する商業登記法第16条（当事者出頭主義）が廃止されたことに伴い、法人の代表者またはその代理人が登記所に申請書類を郵送することによっても可能となった。代理人が申請する場合には、代理権限を証する書面を添付する必要がある。

第2節 法人登記の通則

1 登記期間

登記の期間については、一定の期間内に申請すべき旨の定めがされている。仮に期間が経過してしまっても定められた登記の申請はする必要がある。その場合でも登記の効力について影響はない。但し、その期間を怠ったことについては、過料の制裁を受けることがある。

2 申請手続の留意点

(1) 印鑑の提出

代表者が登記の申請書に押印する場合または書面で作成された委任状に押印する場合は、あらかじめその印鑑を登記所に提出する必要がある。

(2) 登記事項

ア 登記事項

目的及び業務、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名・住所・資格、解散の事由を定めたときはその事由、資産の総額

イ 代表者の登記

代表者の登記については、組合等登記令の適用を受ける法人については「代表権を有する者の住所及び資格」と規定されている。

平成 28 年改正法の施行後、法人の代表権を有する者は理事長のみとされた。

ウ 代表者の選任方法

理事会において理事の中から選任されなければならない。

エ 代表者の任期

役員、代表者の任期については、設立根拠法で定められている場合にはそれによる。

(3) 登記申請の添付資料

ここでは、添付資料についての通則的説明を行う。

ア 代理権を証する書類

代理人によって登記を申請する場合には、申請書にその権限を証する書面を添付する必要がある。代理権を証する書面としては任意代理の場合は委任状がこれに当たる。

委任状には、どういう登記事案の申請について代理する権限が与えられているかが判明する内容の記載を法人の代表者が記入し（法人の主たる事務所の所在、名称、その役員の資格及び氏名を記載する）、かつ、登記所に提出している印鑑を押さなければならない。また、委任状の日付は、登記の事由が発生した後のものでなければならない。

イ 所轄庁の法人認可書

登記すべき事項について所轄庁の法人認可が必要な場合、すなわち、所轄庁の認可が登記事項の要件となっている場合、それらの法人認可書を添付しなければならない。

ウ 議事録等

法人の役員の選任の事実を証する書面として、その選任過程がわかる議事録の添付が必要である。

エ 定款・財産目録等

登記すべき事項については、定款、また、資産については、財産目録又は資産の総額が判明する貸借対照表等を添付しなければならない。

(4) 登記申請書に添付すべき電磁的記録

登記の申請書に添付すべき定款、議事録、最新の貸借対照表等が電磁的記録で作られている時は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録を当該申請書に添付すべきこととされ、その電磁的記録に記録された情報については、作成者はこれに署名に代わる措置として法務省令に定めるものを執ることを要することとされた。

※ 原本還付

登記申請書の添付書類は、その原本を提出するのが原則だが、添付書類の中には、議事録、認可書等の重要書類であって、法人において保管が必要な書類もあるので、申請人はその書類（原本）の還付を請求することができる。原本還付を請求する場合には、還付を受けようとする書類の謄本（原本証明が必要）を作成し、申請書に添付する。登記官は、この請求があると、その謄

本又は申請書に「原本還付」と記載して印を押した上で、原本を還付する。

なお、この請求は、代理人によってもなし得るものであり、この場合には原本還付について代理権限のあることを証する書面（委任状）を提出する必要がある。

第3節 社会福祉法人の設立登記の手続

社会福祉法人を設立するためには、設立者がその設立を目的とした根本原則を定め、書面化した定款を作成し、厚生労働省令の定めるところにより当該定款について所轄庁の認可を受ける必要がある。

社会福祉法人は、設立の認可があった場合には、その設立の登記が義務付けられており【組合等登記令第2条】、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し、法人格を取得する。

登記事項は以下のとおりであるが、その事項に変更のあった場合にも登記が義務付けられており【組合等登記令第3条第1項】、登記なき場合は、その変更をもって善意の第三者に対抗できない。【法第29条第2項】

1 登記事項

登記しなければならない事項は次のとおりである。【組合等登記令第2条】

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑥ 資産の総額

法第29条

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(1) 名称・役員欄

① 名称

社会福祉法人はその名称に用いる文字について制限はない。しかし、法令に使用の制限が規定されていない名称であっても、既存の法人と事務所を同一とする同一名称の法人の登記申請は受理されない。なお、同一の社会福祉法人の名称が存するかのチェックは、所轄庁単位で行なわれるが、所轄庁を超えた全国レベルでのチェックは事実上困難と思われる。最近、所轄庁が分散されたことにより、同一名称の社会福祉法人が散見されるので、留意いただきたい。

② 主たる事務所

登記事項としての「主たる事務所」は、現実に設置された所在場所（所在番地）まで具体的に

記載する。

③ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

平成 28 年改正法の施行前は、「理事は、全ての業務について、法人を代表する。ただし、定款をもってその代表権を制限できる。」と規定されていたが、法改正により、理事長は代表権を有する唯一の機関法律上必置の機関として位置付けられた。【法第 45 条の 17 第 1 項】

法第 45 条の 17 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

組合等登記令第 2 条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 組合等が登記しなければならない事項は、次のとおりとする。

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
(別表 社会福祉法人の欄 資産総額)

④ 解散の事由を定めたときは、その事由

ア 法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由以外を定めた場合はその内容。
イ 行政から受託事業（のみ）を行なうことを目的として設立される法人は、定款に「受託が完了した場合は解散する」旨記載されており、これに該当する法人の場合はその規定

(2) 目的欄

① 目的及び業務

法により公益事業や収益事業を行うことができるとされている社会福祉法人にあつては、当該公益事業や収益事業を目的及び業務に含めて登記する。

社会福祉法人においては、登記すべき目的及び事業は、『定款の記載事項である「目的」及び「社会福祉事業の種類」並びに「公益を目的とする事業を行う場合」や「収益事業を行う場合」は、その（事業）種類』と一致する。

(3) その他の事項欄

資産の総額を登記すべきこととされている社会福祉法人は、資産総額をその他の事項欄に記載する。資産総額とは、積極財産から消極財産を差し引いた純資産を言う。

従って、社会福祉法人の資産総額とは、財産目録記載の基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産を現金に評価し、これを加えたものから負債を差し引いたものとなる。

2 登記期間

社会福祉法人は、その設立の登記をすることによって法人格を取得するが、その設立については、所轄庁の設立の認可を受け、必要な資産を確保するため財産等の寄附等、設立に必要な手続を終了した日から主たる事務所の所在地において 2 週間以内に登記しなければならない。【組合等登記令第 2 条】

3 登記申請人

設立登記の申請人は、当該社会福祉法人の代表権を有する者、すなわち理事長、ないしは共同代表

者である。【組合等登記令第 16 条】 理事長ないし共同代表者は代表権を有しているので、単独で申請することができる。登記しなければならない事項の登記、その変更又は消滅の登記は所轄庁の解散命令による解散の登記又は破産による破産の登記の場合を除いては、当事者の申請がなければできない。【組合等登記令第 25 条】

4 登記申請の添付書類

設立登記の申請に添付する書類としては、概ね次のようなものがある。【組合等登記令第 16 条】

- ① 定款
- ② 法人認可書
- ③ 代表権を有する者の資格・権限を証する書面。設立当初の理事は、定款をもって定める必要があるため、代表権を有する者の資格、権限を証する書面としては定款を添付する。
- ④ 資産の総額を証する書面。「財産目録」あるいは「資産総額証明書」が該当し、いずれも理事長または監事が証明する必要がある。
- ⑤ 代理人によって申請する場合の代理権限を証する書面。

第 4 節 理事長、その他変更登記の手続

1 理事長変更登記

(1) 登記期間

理事長の任免は所轄庁の認可事項ではないが、理事長の任免による変更登記の登記期間は、その事由が生じた日から 2 週間以内に登記しなければならない【組合等登記令第 3 条第 1 項】。

なお、理事の任期満了に伴い、理事長を選任する場合も同様（理事長に変更がない場合も同じ）であるので注意が必要である。

(2) 登記申請人

変更登記の申請人は理事長である。【組合等登記令第 25 条、商業登記法第 14 条】

(3) 登記申請の添付書面

理事長の変更登記の申請書に添付する書類としては、概ね次のとおり。【組合等登記令第 17 条第 1 項】

① 理事長の選任を証する書面

理事長の退任の事由に応じて、評議員会及び理事会の議事録、理事長が理事に選任された評議員会の議事録、理事長を選定した理事会の議事録が該当する。

再任の場合～重任登記

新任の場合～新任理事長の就任登記、前任理事長の退任登記

② 定款

社会福祉法改正により、理事及び理事長の選任機関に関する規定が定められたことから、理事長の就任による変更を証する書面の一部として、理事又は理事長の選任機関を証するための定款については、添付することを要しない。

ただし、定款で下記の定めがある場合については、定款の添付を要する。

- ・評議員会又は理事会の定足数、決議要件に別段の定めのある場合
- ・理事会の議事録に署名し、若しくは記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めのある場合
- ・理事会の決議の省略により理事長を選定した場合

③ 就任を承諾したことを証する書面

理事就任承諾書（理事長となる理事の分のみ）

理事長就任承諾書

なお、評議員会や理事会の席上で就任を承諾し、その旨の記載がある議事録は、評議員会であれば理事就任承諾書、理事会であれば理事長就任承諾書に代わるものとして取り扱うことができ、申請書にそれらの就任承諾書を添付する必要はない（この場合、申請書に「理事及び理事長就任承諾書は、議事録の記載を援用する。」等と記載すること。）。

④ 理事の退任を証する書面

辞任届、死亡を証する書面（死亡診断書、戸籍謄本、死亡届等）、任期満了または解任を証する書面（理事会等議事録）

⑤ 印鑑証明書

社会福祉法人は理事会において理事の互選により理事長を選出することとされているため、選任決議のある理事会議事録に、議事録署名人として押印した者の全員の印鑑の印鑑証明書を添付する。ただし、この印鑑証明書の添付については、当該議事録に変更前の理事長が登記所に提出している印鑑と同一の印鑑を押印している時は、印鑑証明書は全ての者について添付する必要はない。【各種法人等登記規則第5条】

⑥ 代理人によって申請する場合のその権限を証する書面委任状。

2 理事長変更以外の登記

(1) 従たる事務所の新設の登記とその手続

社会福祉法人の設立後、新たに従たる事務所を設けた時は、主たる事務所の所在地において、2週間以内に従たる事務所を設けたことを登記する必要がある。【組合等登記令第3条】

(2) 事務所の移転の登記とその手続

社会福祉法人が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した時は、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては設立の場合における登記事項【組合等登記令第2条】を登記しなければならない。なお、2件とも旧所在地を管轄する登記所に提出する必要がある。【組合等登記令第4条】

また、従たる事務所を移転した時は、主たる事務所の所在地において、2週間以内に従たる事務所の移転の登記をしなければならない。【組合等登記令第3条】

(3) 登記事項の変更の登記

設立の場合における登記事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更の登記をする必要がある。【組合等登記令第3条第1項】

上記の登記期間の例外は、資産総額の変更登記である。即ち、資産総額の変更登記は、毎事業年度終了後、3カ月以内に行えば足りる。これは、資産総額は経済変動により不断に動くこと、会計年度終了後に資産の評価が行われることが通常であるとの理由から、その煩わしさを省く趣旨に基づくものである。

なお、変更の登記には、登記事項の変更を証する書面（議事録、監事による資産総額証明書等）を添付する必要がある。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、特に添付書類は必要とされない。【組合等登記令第17条第1項】

(4) 代表者の職務執行停止の登記

裁判所の処分により、社会福祉法人を代表する者の職務執行が停止された時やその処分の変更又は取消があった時は、主たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならないが、法人を代表する者の申請ではなく、裁判所書記官の嘱託で登記が行われる。【組合等登記令第5条、民事保全法第56条】